

裁判所における方言

札埜和男 (京都教育大附高国語科)

shiika-taka@nifty.com

1. 目的

- ・ 研究のきっかけ (模擬裁判授業での大阪地裁傍聴)
- ・ 法廷—公的な空間・・・標準語の支配
- ・ 大阪地裁・・・方言の使用
- ・ 他地域での事例・・・九州 (福岡)・沖縄・北海道
- ・ 分析の視座・・・①機能②権力・権威③言語権 (方言権) ④臨床ことば学

*権力=カウンターパワーを含めた影響力全般

2. 方法・対象

- ・ 研究の方法・・・記述的質的調査 (フィールドワーク「参与観察」「密度の高い聞きとり」)
- ・ 研究の対象・・・①大阪簡易・地方裁判所 (以下「大阪地裁」と称す) で2006年4月から2008年5月にかけて傍聴した刑事34件、民事20件の裁判
 - ②34名の裁判関係者からの聞きとり
 - ③京都地裁 (2003年) と大阪地裁 (2005年) での方言を含む裁判記録2件
 - ④大阪地方検察庁で閲覧を許可された3つの確定記録
 - ⑤大阪弁護士会刑事弁護委員会編資料

3. 法廷における大阪方言の機能

- ・ 帰納的
- ・ 機能の判定は報告 (分析) 者に基づく。
- ・ 4つの機能
 - (A) 心的接触機能
 - ①場の緩和機能②攻撃機能③日常の空間形成機能
 - (B) カムフラージュ機能
 - (C) リズム変換機能
 - (D) 引用機能

(A) 心的接触機能・・・相手の心に近づこうとする働き。

①場の緩和機能・・・法廷という緊張の極致に達した空間に、ほっとするような安らいだ気分をもたらす働き。・・・表 1～2

②攻撃機能・・・・・・・・・・相手の手を追い詰め攻撃する働き。・・・表 3～5

③日常の空間形成機能・・・法廷という非日常の世界に法廷外にいるかのような日常の世界をつくる働き。・・・表 6～7、表 3 窃盗裁判官質問

表 1 窃盗 被告人質問 (2006 年)

	弁護士	被告人
1	淡路島でキーを付けたまま車を止めたり シタハッタ ということですね。	*方言もほとんどない。標準語で答えようと努めている。
2	犬を カワイガッタハル みたいなんですけど、犬乗せてたんですか？キーつけたまま。	
3	洲本でない場所で犬もいて盗られることもないと思って？	
4	いつ 起キハル かかわらないのに、 ドウシテシマッタヤ 口 って、今思い当たることないのかしら？	

表 2 覚せい剤取締法違反 被告人 (反対) 質問の場面 (2006 年)

反対質問	検察官	被告人
1	R ちゃんの顔が思い浮かぶんかな？	*「ハイ」と言っているのだろうが、よく聞き取れない。
2	浮カブン？	
3	子供に説明できないことをしていいんですか？	
4	(「ハイ」と大きな声で言えない被告人に対して) 大丈夫やね。もっと大きな声で言ってごらん。	
質問	弁護士	被告人
1	(覚醒剤をやったことについての感想を標準語で聴く)	*沈黙。何もしゃべらない。
2	(沈黙が続く被告人に対して) ゆっくりしゃべっても エーヨ。	
3	今のところうつ病みたいなのは ドウナン？	
4	R ちゃんにどういうふうにいるのかな？	
5	・・・(罪の重さについて) わかってますか？	

表 3 窃盗 被告人反対質問 (2006 年)

	検察官	被告人
1	病院の詰め所訪ねた？	*別のことを答える。質問に対して、まともに答えられない。答えは全て標準語風。
2	訪ねたかどうか 聴イテンネン！ (中略)	

3	かもしれんじゃないでしょ！あつたんでしょ？と 聴イテルンヤ！	
4	「ありました」と 言エンカ！ ?他に(窃盗の)理由ないでしょ？(中略)	(4) そうですね。
5	病院入る前から(盗る気持ち) アツタンチャウカ？	(5) それはありません。
6	(裁判官に対して) 終わります。	

表4 遺言無効確認 被告反対尋問の場面 (2006年)

反対尋問	原告側弁護士	被告
1	難波の公証役場で M・S という名前をいつ ユータンカナ？	
2	冒頭に聴かれて M・S という名前 ユータンカ？	
3	あなたがウソついたか、Yさんがウソついたか ドツチカヤナ？ (Y証言として、受理者が同席させることは絶対ない、とあつたらしい)。*Yさんとは誰のことか不明。	*被告側弁護士から「異議あり！」出て、尋問撤回。
4	巾着袋から印鑑を出したと言いつつ放ったでしょ？どう ユフハッタノ？	
5	いつ印鑑登録したのか 知ラナイノカナ？	(5) 知りませんでした。でも…父が「言っても来てくれない。出しても 一緒ヤ 」
6	ウン、ちょっと待ってね。*意図から外れた回答だったらしい。	
7	みんなで相談して作った コトヤナ 。	
8	時間ないから端的にきっかけをゆうてくれたらいいんですよ。	
9	初めて連絡をしようと 思ワレタンヤナ 。	
10	一度も言ったこと ナインヤナ 。	
11	(証人席に歩み寄り両手を机にかけたり、見据えたり威圧するような姿勢をとりながら)…知ってる ワケヤナ 。証書作成に実印いることいつ知ったか？	
12	8月10日現在どこに入ってるか書いてない。知らせることに ナランヤナイノ！	*沈黙
13	M園(老人ホーム)がどこにあるか書いてませんね。(近寄る)	*知らせなくてもわかると判断したとのこと。
14	あなたが管理していたの？お父さんが管理していたの？	(14) 覚えていません。
15	お父さんの書類の中に アツタンヤナ？	
16	円満にやっておられた ワケヤナ？	
17	…入院 ナサルマデヤナ？	

表5 詐欺未遂 被告人質問の場面(2006年)

	弁護士	被告人
1	異議ないな？	*うなずくか「はい」というか、一方的に聴くばかり。
2	失業中やから弁解に ナレヘンワナ① 。	
3	余りにも 甘スギルンチャウカ② 。Tさえ逮捕されて ナイヤロ③ 。	
4	将来的にあなたに関与する事件、不問に付された ワケヤナイデ④ 。	
5	(運転免許がなく働き口がないという言い訳に対して) 甘スギルンチャウカ⑤ 。 (妹さんが) ご主人に合わせる顔ない、わかるか？ 罪犯したことわかったら、埼玉に オラレヘンヤロ⑥ 。 ・・・現になかった ワケヤロ⑦ 。(職を) より好みしている場合 違ウヤロ⑧ 。	

表6 住民票転居届不受理処分取消の裁判資料より 原告への主尋問(2005年)

	弁護士	原告
1	ソヤカラ 、扇町公園に移したら、今度は 隠メヘン と。こういうふうになったわけですね。	(1) はい。
2	大阪市はあなたの住民票の異動を却下する理由について、どういふふうに イウテマシタカ 。 (中略)	(2) 扇町公園には人が住んでいるわけがないという理由で一切住所は認めないということでした。
3	警察があなたがそこに住んでいることを知っているというのは、何で言えるの。 (甲6号証を示す)	(3) Kさんの事件で私自身に尋問したいということで、任意出頭を求める・・・
4	今話に出た居間代わりに使っているところというのは、イスとかテーブルが置いてある、 ココヤネ 。	(4) はい、そうです。
5	あなたがどこに オルカトイウノン は、市役所の職員も ヨウ 知っていると、こういうことですね。	(5) そういうことです。
6	住民登録、そうするとKさんの家のは、消除されるし、扇町公園では 登録サセヘン ということになると、あなたは住民票をどこにも持てなくなるんですか、実際そうになってしまうと困ることというのは、どういうことが考えられますか。あるいは実際どういうことが困りますか。	(6) 一番基礎の人権すら認められない。
7	住民登録をできないと、住民票がとれないから、身分証明で言われたけれども、要するに、その住民票に基づいて自分がどこの、誰であるかを証明することができなくなってしまうと、こういう コトヤネ 。	(7) そういうことです。
8	もちろん、 ソヤカラ 、選挙権も行使できないと。	(8) はい、選挙権も全然来ませんし。
9	住ンデハル 人らは、シェルターは何のためにあると思	(9) シェルターは何のためにあるのか

10	<p>ってるんですか。</p> <p>あなたはこの裁判で今住んでいるところで住民登録させろ、住民票を認めろというふうに主張しているんだけど、そのことについて最後に何か言いたいことありますか。</p>	<p>全くわかりません。シェルターに入ったら、ブルーシートで生活してるよりエエ生活ができるんだということを建前にしていますが、全くそれとは逆で、テントのほうが自由で人間らしい生活ができると僕は思ってます。</p> <p>(10) 市とか役人の人たちが野宿者に自立しろというならば、僕たちが住所をその場所で取れば携帯電話も買えるし、住所があれば自分たちの力でなんとか就職もできます。だから、本当に自立をセエ、というんならば、住所を認めるべきだと僕は思っています。</p>
----	---	--

表7 賃金等 原告反対尋問 (2006年)

反対尋問	弁護士	原告
1	覚エテハリマセン? 11時?	(1) だらしない人が多かったです。
2	バタバタ出て 行キハル ということですか? お風呂そうじ シハル 男性…2人で シハル ということは…	(2) 支配人の気分で言われたこともある。2人ペアで本掃 (除) …
3	あなたの記憶を 確認シタインヤケド …	* 部屋数を間違えて発言したため、法廷内がざ
4	毎回それだけかかるの? (中略)	わつく。裁判長の注意があった。
5	(交替のとき夜メイクのほうは) 夜の担当の人が 来テハルノカナ?	
6	お食事とられたのかな?	(7) フロントからも食事の手伝いを指示された。
7	食事ってわかるからフロントから言われるの?	
8	始めの頃は 見ハツタ …始めの頃は 見テハリマスワナ 。	(8) 明細票見たかどうか…

表3 窃盗 被告人への裁判官からの質問 (2006年)

「…信じたいけどサ…心証が**ナイヤン**、どう考えても。不自然だと思うからね。正直に言ってんだけどサ…それだけです。 **ソヤロ?** 誰が見ても君が言ってること**オカシヤン**。まだ続いているんだけど、言いたいことありますか? その通りお見舞い行く以上、特定できない人**ダレヤ?** と、おかしくない**ハズヤ**、と見舞いに行く間柄じゃそんなことおかしい。よく考えてみて」

(B) カムフラージュ機能・・・ことばの意味においても厳密さが要求される法廷の場において、方言を使うことで相手の主張を弱めたり曖昧にしたり、時には自分の主張をぼかす

かのような働き

- (C) リズム変換機能・・・証人尋問や被告人質問において見られる機能。尋問や質問の単調さを防止するために、方言を使うことでリズムを変えて念を押ししたり、メリハリをつけて一本調子になることを避ける働き。

表 8 欠陥住宅の違法性 証人（反対）尋問（2003 年）

反尋	被告側弁護士	原告側証人 A・建築家
1	だから、ここの先ほど先生が書かれた意見書、乙第 6 号証の 2 ページを見ると、何かいかなる場合でも C は現状でないと アカン① というようなことを書かれていますね。	(1) この粘性土を支持地盤とする限りだめだということです。
2	ということは、本件 A 邸はどんな場合でももう C は 上ガラン② と、こういうことですか。 (中略)	(2) そうです。
3	やっぱり全部撤去して地盤改良を セナアカン③ というような意見を出されているわけですか。 (中略)	(3) はい、地盤が悪い場合は全部すべてそういうふうに意見を出しております。
4	鑑定書・意見書を書かれるとき ゴ存知ヤツタンデスカ④ 。 (中略)	(4) 知っております。
5	1000 分の 3 ミリ以内 ヤツタラ⑤ 瑕疵は少ないと書かれていますね。 (後略)	(5) はい、・・・
主尋	原告側弁護士	原告側証人 B
6	要するに、支持地盤まで全部改良するならば変わるけれども、上だけ変えても支持地盤はもっと底の深いところにあるから、そこの数値は上だけ変えても 変ワラ ンヨ⑥ と、こういうことですか。 (中略)	(6) ということです。
7	つまり、欠陥住宅とかじゃなくて、天災によって沈んでしまっただれにも責任を追及していけない、だれも肩がわりしてくれる人がいないから、やむを得ず自分の費用で建てかえることも デキヒン⑦ からやるという場合であるならば、やむを得ずやる場合もあると、こういうことですか。 (以下後略)	(7) それはあると思います。・・・

被告側弁護士：(原告側弁護士に向かって)「実はこういう話もあるかと思て(T社社長に?)お願いして**オツタンヤケド**、そやね、連絡して**ブツチャケドウナンヤ**、**ユウ話シタンヤワ**。結論ではないけど、たくさん(お金を)出せないゆうことですワ、**センセ**。**可能性ナイコトナインチャウカ**、とは断定できない。そういう状況が正直なところで、金額から到底(和解は)無理でしょう。それを前提に…」

(D) 引用機能・・・・・・・・方言や方言の入った会話が事実を証明する証拠として引用される働き。恐喝事件における脅し文句は相対的に方言使用が多く、それを標準語には置き換えることはできない。

傷害 判決文(2004年)

「主文 この事件については、少年を保護処分につさない。理由 1 本件送致事実は、少年は、…第2 同日時場所において仲裁に入ったXに対し『お前も外に**来いや**。』などと怒号し、同所において手拳により…(理由) 2 よって審理したところ、関係証拠によれば、本件プレイボールスタジアムの店員は、犯行現場で犯人に傍に寄られて『警察に電話したら**しばくぞ**。』などと脅されたことなどから…」(2004年傷害保護事件における判決文より。大阪弁護士会刑事弁護委員会編 2005: 33-34)

恐喝 検察官冒頭陳述(2007)

女性従業員に「**ドウシテクレルンヤ**」…「**買ツタンヤ**」…「**持ッテ行ツタンヤ**」…「ヤクザの組長大変**怒ッテルンヤ**、**ドウシテクレルンヤ**」…「大変**ヤツタンヤ**、若い者2人。この件**ドウシテクレルンヤ**」…「**ソंनाモン**で済むか、どうなるか**ワカトルンカ**」…「**オマエトコ誠意見セロヤ**」…「**ドウスルンヤ**。自腹で**払ウンカ**」…「俺が嘘ついてる**ユーンカ**。**若イモン**と行くぞ」……

4. 権力・権威の視座より

4.1 法曹関係者による大阪方言のストラテジー利用

- ・ 法廷内の弱者である被告(人)や証人を追い詰める「弱いものいじめの道具」
- ・ 大阪方言=権力・権威
 - * 従来の方言研究…「プライベート(くつろいだ場)で使われる」「仲間意識を形成する」「親しい人ほど使う」ことば
- ・ 「オフィシャル(かしこまった場)で使われる」「相手を攻撃する」「疎の人間関係にある対象ゆえに使う」
- ・ 「改まった場での意思疎通」の用途で「公用」のために使われており、「改まった公的な場で最も」その持ち味をいかに発揮。
- ・ 大阪方言の機能を主に誰がどんな目的で使っているのか? そのことばの使用が誰に対して開かれているのか?

⇒大阪方言使用の主導権を自由に(意図的に、時には無意図的に)扱っているのが法曹関係者たち。方言は証人に対して優位に立つ手段として機能。

*引用機能を除いて共通語などにも見られる機能であり、法廷内のコミュニケーション上の戦略として、方言が担うこともあるという立場。

4.2 法廷における方言=「法律の素人」である市民には閉じられたことば

- ・ 市民が意図的に使うのは「引用機能」のみ（攻撃機能を兼ねて市民がストラテジーとして大阪方言を利用するケースは例外）。

4.3 法曹関係者へのインタビューより

A「法廷で証言する人は、ただでさえ緊張しているのに、普段と違う言葉で質問されると、あっさり考え込んでしまっ、なかなかスムーズに答えが返ってこない、あるいは、答えが本人の言葉ではない答えで返って来たりするのです。それで、後で調書を読んだ時のことも大事だが、相手から答えを引き出しやすい尋問をすることも大事だと思って、できるだけ証人が普通に使っている言葉で尋問しようと考えようになりました」（弁護士 N Y 2006/8/26 付書簡）⇒表 6

B「裁判官がその場をほぐしてくれるのが一番いいわけですよ。ですから〈関西弁判事〉¹なんかは、人間関係を瞬時につくるために大阪弁を使っているのかもしれない。大阪弁は同じレベルに立てますから、（場をほぐす）重要な要素ですよ。『日常のことばでいいんだよ』とメッセージを送れば、真実は出やすいですからね」（弁護士 HT 2008/2/15）⇒表 3 窃盗 被告人への裁判官からの質問

C「体験上法廷で関西弁を使うと目に見えてしゃべるのが変わったということがあります。関西の人には関西弁がしゃべりやすい。関西弁で身体を乗り出したり、ことばを落とすというか、トーンを下げて柔らかさを出す、ひらがなで語ることができる。（中略）僕としては法廷に『私とあなた』という 2 人の世界を創り出したいと考えています。『僕とあなたの世界を創って話しやすくする。（中略）こちらとしては弁護士と証人の間に対等の関係を創りたい、日常を創り出したいと思ってわざととしています。僕の場合、方言とは、法廷という非日常の世界に日常を創り出す役割を果たす、戦略的手段ですね」

（弁護士 TY 2006/5/11）⇒表 7

D「証人は尋問では方言を使えないんです。テストの時同様ガチガチにあがっていますから。だからこちらは本音を引き出すために方言を使うことがあるわけです。けれど逆に言うと、方言を使えることは、ここ（法廷）は自分のフィールドであることを示します。この時間この場を支配しているのは、その時の方言の使い手であるんです。つまり方言を使うことは、圧倒的に力関係において、自分の方が上であることを相手に示します。方言を使うことはその時空間を支配することを意味するので、シュチエーションに敢えてそぐわないことばを使うことで主体的にその場を変えていくきっかけとすることができる、つまり場の主導権を握れるんですよ。その意味において、方言は『威圧の手段』であると同時に『パワーを持つ』と言えるのではないのでしょうか。法廷における振る舞いの意識の差が『自信の表れとしての方言』を生みだしていると言えます」（弁護士 K S 2006/4/28）⇒表 8

5. 法廷における方言をめぐる九州の事例

5.1 豊前環境権裁判

- ・ 九州電力が福岡県豊前市の明神海岸で豊前火力発電所建設を計画。
- ・ 大分県中津市在住の作家・故松下竜一を代表とする「豊前火力絶対阻止、環境権訴訟をすすめる会」が 1973 年 8 月 21 日、九州電力を相手取って福岡地方裁判所小倉支部に建設差し止め請求訴訟を起こした、初の環境権を争った裁判。

- ・原告は松下を含めた7名。
- ・1985年12月20日最高裁判所が原告に利害関係を認めず門前払いをするまで12年にわたる長い裁判。
- ・『生活感』だけを武器とし、弁護士も立てずに闘った」（「朝日新聞（東京本社）夕刊1985年12月20日」）裁判、「訴状を自分たちで書き、住民としての生活感を反映させようとした手作りの裁判運動だった」（「朝日新聞」前掲記事）。

5.2 豊前環境権裁判の原告のことば

『草の根通信』²⁾に〈法廷塾〉と名づけたのは法を勉強しようという意図と、裁判を我々の手に取り戻そうという意図がありました。裁判はいかめしいことば遣いのイメージがあるので、法を我々の手に取り戻すために、自分たちのペースで、自分たちの感覚で取り組みました。（中略）傍聴席からは野次なんかで方言が飛んでいましたね。たとえば『とぼくんな一』とか『だまっちょって済むと思ってんのか一』とか」（梶原得三郎 2006/3/18）

「我々の主張は豊前平野の日常生活用語を用いることによってなされると思います。そして我々は、むしろ法律用語よりも日常生活用語による主張をこそ重視していただきたいと願うものであります。法律があるから暮らしがあるのではなく、暮らしがあるから法律があるという原点を踏まえるならば、暮らしの中から生まれたことばにこそ耳を傾けていただきたいと考えております」（第1回公判。原告の1人である恒遠俊輔の発言。『草の根通信』1974年15号：4）

5.3 原告の中で意識して方言で臨んだ釜井健介（現豊前市市長）>

釜井「裁判長。わしゃあ前回に続いち、豊前の方言でしゃべらしちもらいます。そこで裁判長、わしら今日ん裁判なでけんのじゃねえかち思うちよったんじやら。なしかちゆうたら、この日九州電力は強行着工するちゆう噂が流れちよったからです。・・・いったい九電はどげえするつもりなんか。埋立てた海を元ん通りに戻しきんのか、それをこの場で答えちもらいてえ」

（敗訴を考えていないので、海の復元までは考慮していないという九州電力側代理人の発言に対して）

釜井「こん野郎、もういっぺんぬかしちみよ！」

裁判長「原告に注意します。そんな荒いことばはつつしむように」

釜井「ヤッ裁判長、そらアあんたが誤解じゃが。わしどう豊前ではですね、〈こん野郎、もういっぺんぬかしちみよ！〉ちゆうのんはですね、市長とか署長とか身分ある人に向かちいう、尊敬語じゃら。標準語でいいますとですね〈こなた様のおっしゃいましたことがよく分かりませんで、もう一度お聞かせ下さい〉ちゆうこつです。敬意をこめてですね、もう一回いいます。こん野郎、もういっぺんぬかしちみよ！」（傍聴席爆笑）

裁判長「原告に再び注意します。あなたは標準語で十分にしゃべれる教養人とみえます。方言での発言は、理解を混乱させますから、標準語でしゃべって下さい」

釜井「裁判長、そげなんこついうたら、ふとおな問題どお。あんた『いのちき』ちゆう豊前の方言を知ちよるか？」

裁判長「いのちき？」

釜井「知らんじやろうが。くらしちゆうこつちや。生活ちゆうこつちや。銭を稼いでなりわいを立てるちゆうこつちや。生活苦しきずったおもてえことばじゃ。そげなん方言も理解出来んもん、こん裁判を起こしたわしどうん心は分からんはずじゃ。わしゃ、どげえしてんが、この裁判は方言でしゃべらしちもらいます」（傍聴席拍手）（松下、『松下竜一 その仕事』刊行委員会 1999：177-178 改）

「2回目の裁判では裁判長がいるから正しいことを言わんと、ということ意識して標準語で話しました。標準語に豊前のことばが混ざったのは無意識です。24時間豊前の言葉を使っているから自然と出るわけです。3回目の裁判ではわざと意識してローカルな言葉を使いました。方言のパフォーマンスは裁判官に対してです。国家権力を持つ裁判官に対抗して取って言おうという気持ちからです。言おうという開き直りで3回目の証言は効果として良かったと思います。『いのちき』という言葉は裁判官に喧嘩を売るつもりで使いました。歌を唄ったのもわざとです。裁判官に地元のことを知っているのか、と言いたかったのです。方言について打ち合わせはしていません。すべて自分の判断です。市民の関わりが大事な裁判だったから市民の証言が必要だったわけだし、市民として証言する以上市民の言葉で話すことが重要になってくるわけで、中心人物が標準語を使っても迫力が無い。当時の原告のうち豊前市民で豊前に実際に住んでいるのは私だけでした。地元の言葉を使う人間は私以外いなかったんです・・・」(釜井健介 2006/12/22)

5.4 アイデンティティ機能

その土地のことばを使うことでその地域の人間であることを主張する機能。大阪(関西)では見られない機能。前述の4つの諸機能を活かしつつその地域の人間であるというアイデンティティを強く訴える機能。前述の機能の上位概念にあたる。

⇒自分たちの権利のために自分たちの裁判とするにあたり、自分たちの日常世界のことばを徹底して使うこと、換言すれば「市民として証言する以上市民のことばで話す」こと、『法律家の言語』で書かれてきたテキストを、『市民の言語』に取り戻す(山口 2006: 69) こと。

6. 法廷における「言語」をめぐる沖縄・北海道の事例

6.1 ウチナーグチ裁判

- ・1971年10月19日沖縄国会開会日の衆議院本会議場で佐藤首相の所信表明演説が開始された直後、沖縄青年同盟の3人の青年が傍聴席で「沖縄返還協定粉碎」を叫び、爆竹を鳴らしビラをまいて逮捕・起訴された「国会爆竹事件」
- ・ビラには「すべての在日沖縄人よ、団結して決起せよ。沖縄は明治以来、ドレイ的な扱いをされてきた。沖縄返還協定は、沖縄を併合しようとするものである」(伊高 1986: 160)。
- ・第1回公判は1972年2月16日東京地方裁判所。

6.2 当時の新聞の報道(『毎日新聞』1972. 2. 17朝刊)

人定質問で職業をたずねられた島添は「ムカシエ、カイシャインヤツタシガ、ナマヌソウネン」(昔は会社員だったが、いまは働いていません)と沖縄の方言で答えた。あつけにとられた裁判長が「日本語で話さない」というのに答えて「ウチナヤ、ニホンヤガヤ」(沖縄は日本ではないのですか)と早口で島添被告。「チバリヨ」(がんばれ)と声をあげた傍聴席の若者が裁判長の命令で、法廷警備員に延外へ連れ出された。

裁判長はいったん休憩したあと「日本語とは、広く一般に通用している標準語の意味だ。裁判所としては、被告たちが標準語を使えると判断している」と述べ、弁護人が「被告たちは抗議したり、自分の思想を述べるときは、生まれ育ったところの言葉でしか表現できない。できるなら通訳をつけてほしい」と申し立てたのをハネつけた。

6.3 小林充<裁判長>の回想より(2007年1月から2月における書簡やファックスのやりとり)

記事によると、裁判長の質問に対して平静に沖縄の方言で答えたようになっているが、実際には開廷宣言と同

時に被告人らが大声で意味不明のことを発言したという。「人定質問で職業を尋ねられたとき、被告が沖縄のことばで答えてきたときの気持ち」について報告者が質問したところ、前提となる事実関係が異なるので、答えようがなく、被告人の特定も人定質問に替えて別の方法でやったのではないかということだった。その意味不明のことばが小林には沖縄のことばであるとはわからなかったので、とりあえず発言を禁じた。決して新聞が伝えるような「日本語で話さない」とは言っておらず「裁判所では、日本語を用いる」という裁判所法第 74 条の規定を告げた。これは注意を喚起する気持ちからとのことだった。その間に沖縄のことばで発言しているらしいことの見当がついたので、「ここにいう『日本語』は標準語を意味し、地方の方言は含まれない」ことを加えたという。³そして別室で被告人に同行してきた拘置所職員から、被告人らが拘置所内では標準語を使っていたことを確認した。それから法廷に戻り、標準語を使えるものと認めることを述べて審理を続行した。その際に弁護人から被告人らに通訳をつけて欲しい要望があつて認めなかったことには記憶がないということだった。しかし通訳は「国語」つまり日本語、標準語に通じない者に付けると刑事訴訟法 175 条にはあるので、当然却下したであろうとのことである。

第 2 回公判は 3 月 3 日にあり、争点は法廷での沖縄語使用を認めるかどうかであった。弁護側の主張は、「標準語を理解する、しないの問題ではなく、被告たちが感情の面も含めて充分意見陳述するためには、生まれ育った土地の言葉が適当だ」「沖縄語蔑視は沖縄差別につながる。法廷での沖縄語使用は正当であり、通訳を申請する」(伊高 1986 : 163) だったが、検察側は取り調べの段階では標準語に支障がなかったとして、沖縄語使用の必要性を否定したところ、裁判官は検察側の主張を入れ弁護側の通訳申請を却下したと伝えられている。この第 2 回公判の件についても、小林によると弁護人からの通訳申請を認めなかったことについては記憶がないが、要望があつたとしても却下したであろうとのことである。第 1 回公判の録音を公判終了後、沖縄のことばのわかる人に聴いてもらったところ、罵詈雑言、悪態をつく類のことばであり、内容については覚えていないとのことだった。そのようなことがあつたので、第 2 回公判の冒頭でこのことを告げ、今後同様のことがあつたときの制裁についても触れ厳重に注意したという。その後公判は 18 回行われ 1973 年 9 月 6 日判決(懲役 8 月、執行猶予 3 年)が下った。

6.4 真久田のコメント

「私が八重山、本村さんが宮古、島添さんが沖縄本島とそれぞれ 3 名いるわけですから、それぞれの方言で裁判闘争をやってみようということになりました。目的は沖縄返還の欺瞞性を訴えることです。もともと沖縄は日本ではない、我々がウチナーグチをしゃべればあなた達はわからないだろう、それくらい沖縄は日本ではないのだという、そういう意図があつた。それと、もちろん法廷を混乱させるという狙いもあつたわけです」(2002 年 10 月 18 日かながわ県民サポートセンターでの第 2 回「沖縄『復帰』30 年を問う連続講座にて)

6.5 日の丸裁判(日の丸焼き捨て事件)

- ・ 1987 年沖縄国体が開催された際の読谷村は少年男子ソフトボール競技会の会場(読谷平和の森球場)。
- ・ 財団法人日本ソフトボール協会の弘瀬勝会長による球場のメインポールに日の丸旗掲揚の要請。
- ・ 協議の末の妥協案(日の丸旗と国体旗の位置を入れ替えた上に非核宣言旗を追加して 6 本掲げる)。
- ・ 再度の国体旗の位置の入れ替え(日の丸旗が真ん中に)。
- ・ 知花昌一による日の丸焼き捨て。
- ・ 前日の伏線(弘瀬会長によるチビチリガマへの献花行為)。
- ・ 1988 年 1 月から「日の丸裁判」開始、1993 年 3 月 23 日に那覇地裁において懲役 1 年執行猶予 3 年という判決。

³ 他のメディアでも同じように記載されているが、「日本語で話さない」ということばは事実から一人歩きしたことばであるといえよう。

- ・「国旗論争」
- ・日の丸を事実上の国旗と認定した最初の司法判断。

6.6 ウチナーグチを使用した公判<控訴審第2回公判(1994年4月28日)更新手続き本人陳述>

わんがぬうでいち 日の丸やちあがでいし なまからはなせえやあでい うむとうびぐとうちちとらみそう
り。

わんねえゆんたんざうていうまり ゆんたんざうていふるいい ゆんたんざうていくらちょういびん。

わんねえ 十一年めえに チビチリガマぬ「集団自決」ぬくとう 下嶋哲朗さんとうまんじょうい ちちしら
びすんくとうにないびたん。

チビチリガマや いくさうわてい三八年ぬん たあんはなしんさあん、たあんちかじちんさあん、かくさって
いちあびたん。

ぬうでいちかくさっていちやあがでいれえ 「集団自決」しちやぐとうやびん。

「集団自決」でいしええ あんまあが るうぬじこうかなさぬなしんぐわ、ちょうでえ、うや、るうぬていし
くるすんでいぬくとうやいびん。

チビチリガマうてい 八十四にんがまあちょうびん。うぬうち四十七にんぬわらんちやが まあちょうびん。

うぬわらんちやあたあや るうぬうやんかい くるさったんくとうんかいなないびいん。

ぬうでいち あんまあが るうぬかなさぬわらび くるちやがやあでいうむいびん。

なまぬわったあがあ かんげえららんくとやいびん。

あんまあたあんかい ちちいねえ「いったあがあわからんはじやしが、あぬとちえ うんとうならあしるさっ
とうたんでえ」でいいいびん。

「あぬとちぬならあし」でいしえ 軍国主義ぬならあしやいびん。

日の丸・君が代・天皇ぬならあしが 「集団自決」うくちえびん。

日の丸や うちなあぬいくさ、「集団自決」うくちえぬしるしやいびん。

一審うてい証人なたるチビチリガマぬいちぬくたる知花カマドおばあん「昌一が日の丸焼いたのも チビチリ
ガマで死んだ人達が力をかしたからだと思います」でいちいちょういびん。

わんねえ ゆんたんざうてい スーパーそういびん。

わんが 日の丸やちやしが 一審判決ぬとうい わっさぬくとうやれえ、わんスーパーかい たあんこういが
くうらなてい きっさちつぷりとうるはじやいびん。

あんやいびしが 六年たっちゃぬ なま わんスーパーや ぬうんかわらんあちねえそういびん。

ぬうでいちやがでえ わんが日の丸やちえせえ ぬうんわっさぬくとうあらんでい うむらっとうぐとうや
いびん。

わんスーパーぬないたっちょうしが わんが日の丸やちえぬくとんかい わったあゆんたんざんちゆぬうや
いびん。

わんスーパーぬないたっちょうしが わんが日の丸やちえぬくとんかい わったあゆんたんざんちゆぬくく
るりい うむとういびん。

ヤマトからちょうぬ裁判官があわからんるはじやいびいしが、うりがうちなあやいびん。

東京や大阪とうちがいびん。歴史がちがいやびん。文化がちがいやいびん。

うちなあうと日の丸がやかかってえんでいし かんげえさんねえ くぬ裁判のうわらありびんどう。

裁判官のぐすうよう くぬくとう かんげえんそうり。

福岡高裁那覇支部御中

わたしがどうして日の丸を焼いたのかということは今から話したいと思っていますので聴いて下さい。私は読谷で生まれ読谷で育ち読谷で暮らしています。私は13年前にチビチリガマの「集団自決」のことを下嶋哲朗さんと一緒に聞き調べることになりました。チビチリガマは戦争が終わって38年も誰も話もせず誰も近づきもせず隠されてきました。

どうして隠されてきたかと言いますと「集団自決」をしたからであります。「集団自決」というのは母親が自分の最愛の子どもを、兄弟、親を自分の手で殺すということです。チビチリガマで84人が亡くなっています。そのうち47人の子どもたちが亡くなっています。この子どもたちは自分の親に殺されたことになり、どうしてお母さんが自分の可愛い子どもを殺してしまったのかと思います。今の私たちには考えられないことです。お母さんたちに聞いてみると「あなたたちにはわからないでしょうが、あの時はそのように教えられていたんだよ」と言います。「あの時の教え」というのは軍国主義の教えです。日の丸・君が代・天皇の教えが集団自決を起こしたのです。日の丸は沖縄の戦争、「集団自決」を起こしたしるしです。一審で証人になったチビチリガマで生き残った知花カマドおばあさんは「昌一が日の丸焼いたのもチビチリガマで死んだ人たちが力を貸したからだ」と言っています。

私は読谷でスーパーをしています。私は日の丸を焼きましたが一審判決の通り悪いことであれば、私のスーパーは誰も買物に来なくなり、とうにつぶれているはずですが、そうですが、6年過ぎた今も私のスーパーは何の変わりもなく商いをしています。どうしてかという、私が日の丸を焼いたのは何も悪いことではないと思われているからです。私のスーパーが成り立っているのは私が日の丸を焼いたことは、私たち読谷の人の心と思っています。

本土から来た裁判官にはわからないでしょうが、これが沖縄なんです。東京や大阪とは違います。歴史が違います。文化が違います。沖縄で日の丸が焼かれたということを考えなくては、この裁判は笑われますよ。裁判官の皆様 このことを考えて下さい。

6.7 知花へのインタビューより

「日の丸を国旗とすることは、沖縄のアイデンティティにかかわる問題だったわけですよ。裁判所では弁護士には沖縄出身者もいたけれど、裁判官や検事は皆本土の人間。裁判でウチナーグチをしゃべったのは、日本の権力機関でもある裁判所にけんかを売るつもりでした。当然ウチナーグチでしゃべったら裁判官は止めるだろう、日本語で話せと注文をつけるだろうという読みがあった。その場合、本土に復帰して10年、まだ沖縄は日本ではないのか!といちゃもんをつけるつもりでした。こちらとしては論争を見込んでいたわけです。

ところが裁判官はこちらのけんかに乗らなかった。いちゃもんをつけたのは検事だけで、『わかることばで』という注文をつけてきて、裁判官が『どうですか?』と聞いてきたので、『自分のことは俺のことばでしゃべる』と返しました。ウチナーグチでしゃべったのは冒頭の意見陳述の場面で、事実関係(証拠調べ)にかかわることではなかったので、裁判官は『言わせておけ』という態度でしたね。(中略)自分が日の丸を燃やしたのは確信犯でやったので、燃やした事実は当然認めるつもりでした。一番主張したかったことは『なぜ燃やしたのか』ということであって、それをウチナーグチでしゃべったんです。主張したかったことは2つあった。1つは読谷村のチビチリガマでの集団自決のことで、その集団自決は日の丸・君が代のもとに行われた戦争がもたらしたもの

だったということ。2つめは当時の読谷村の状況。日の丸・君が代反対が村民の意志だったのに、その意志が無視されたことです。ウチナーグチで主張したことは怒りとしての僕の表現だったわけです。(中略)

裁判においてウチナーグチをしゃべったことが権力側にどんな効果があったか、ですか・・・効果の程はわかりませんが自己満足的なものです。言い方は良くないですがマスターベーションですかね。自分の沖縄人としてのアイデンティティを示すために使ったので、どの程度力となったかは不明です。裁判官も今となっては僕の言ったことを理解していたかどうかはわかりません。ウチナーグチの部分は記録としては抹消され『本人冒頭陳述』という文言だけ記録として記載されました。

ただ裁判においてウチナーグチで話すことは大阪弁で話すこととはだいぶ意味が違うように思います。大阪弁は日本語として通用しますよね。ですから裁判で大阪弁を使う場合は、いろんな言い方があるうちの、表現の豊かさとしての手段という意味があると思います。けれどウチナーグチは日本では通用しないですよ。ウチナーグチは〈(日本の) 方言〉ではないので、〈沖縄方言〉とは(我々は) 言いません。日本語と違うことばですから、これを使うことは公権力に対抗する闘う手段としての意味があります。ウチナーグチを使うことは日本人による日本人の裁判を認めないぞ、という立場を明らかにすることですから。ウチナーグチを使用することは日本への同化に対する防波堤としての役割があると思います。ですから司法の場でウチナーグチをしゃべれたからといって、ウチナーグチは決して公用語ではないですよ。ウチナーグチをしゃべることは『相手に理解されなくてもいい、違いを認める』というメッセージであって、自分の立場を相手にわからせるためには日本語を使い分けまますよ、人権を守るためにね

6.8 二風谷ダム裁判

- ・明治政府による植民地政策～アイヌの風習や伝統行事をすべて禁止
- ・1899年北海道旧土人保護法を制定、一人当たり1万5千坪の給与地を与える～同化政策の始まり
- ・苫小牧東部工業基地への工業用水供給を目的としたダム建設のため給与地の売り渡し要求
- ・二風谷ダム～供給候補先の沙流川に4つ造成される予定のダムの1つ
- ・水没地～アイヌ民族の伝統行事である「チプサンケ」(新しく舟を造ったときに行う一回限りの進水式) という祭が開催される「イオル」(アイヌの人々にとって民族のアイデンティティを自覚できる場所)
- ・アイヌ文化の中核へのダム建設に反発したアイヌ地権者が、国家の土地収用に応じることなく起こした「民族の尊厳を守るための異議申し立て」(田中1995: 9)
- ・「収用裁決を違法と宣言したほか、アイヌ民族が先住民族であること、アイヌ民族は、民族として固有の文化を享有する権利があることを明快に認めた」(萱野・田中1999: 1) 裁判

6.9 原告・萱野茂のアイヌ語による意見陳述

カニアナツネ アイヌモシリ イタカナツカ シシリムカ ピパウシコタン コアパマカブ クネルウエネ
エカシクヌワ レコロカト ドツカラム ネルウエタバン オナクヌワ レコロカト アレッアイヌ ネルウ
エネヒネ クレヘアナツネ カヤノシゲル ネルウエタパンナ。

タパヌシケタ アイヌイタツアニ クイタツヤツカ エチエラムペウテツ ネヒアナツネ エチオカアナツネ
シサムモシリワ エチエツペ ネットスタブネ アイヌイタツ エチヌヤツカ エチエラムペウテツ ネヒアナ
ツネ オヤモシリ オヤウシケタ エチエツワ エチオカルウエネヒタパンナ ネットワネヤツネ カムイパ
ップリ エチカラコロ、エチイエコロ エチオカルウエネヒタパンナ、

テエタカネ アイヌモシリ モシリソカタ、アイヌパテツ アンヒタアナツネ ペトツタアナツネ カンナチ
ェプルプ スクシチレ ポクナチュプルプ スマシルバクノ チェプアツルウエネ イタツコラチ ネットアエル
スイ ネットアコンルスイ ソモキノ アイヌオカウシケウン シサムエツヒオラーノ エアシリカ チェプウ
ツハット ヌツウツハット、ニドイエハット チコイカラ オラーノアナツネ アイヌウタラ ライパツノ チウ
エンコイキカラ テエータ フチウタラ エカシウタラ シサムヌカラコロ ニツネカムイ、ヌカラコラチ アル

私は、アイヌの国土と申しまして、沙流川の中程、二風谷村で生を受け、私の祖父の名は トッカラム(「ト」は tu の音を示すアイヌ語表記の方法)、父の名は アレッアイヌというもの 私の名前は 萱野茂という。この場所で アイヌ語で 私がしゃべっても、皆様は 分からないでありましょう。それというのは、あなたたちは、日本という、別の国から来た 別の民族なので、アイヌ語を聞いても 分かりません。別の国から 別の所から、あなたたちは 来ているのですよ。そうであるなら、今日この場所の この裁判、これこのことが、アイヌ民族の意に反する行為を あなたたちは作り、あなたたちが しているのです。

ずーっと昔に アイヌの国 北海道に アイヌ民族だけが 暮らしていた時代は、川という川には、水面を泳ぐ鮭は天日で背がこげ、水ぞこを泳ぐ鯉は 石ではらがすりむける程、昔話と全く同じに 何を欲しいとも、何を食べたいとも 思うことなく平和な暮らし、そこへ日本人が来てからというもの 鮭も獲るな、シカも獲るな、木も伐るな という悪法をおし付けられ、それからというもの、アイヌ民族は死の苦しみ、その昔に アイヌのおばあさん、アイヌのおじいさんが、日本人を見たら、鬼よりもおそろしがった…。(萱野・田中 1999・505)

7. 裁判官自身のことばに対する意識

市民が法廷で意図して方言で話せない背景

⇒・法廷そのものが権力・権威を持つこと

・裁判官自身の言語意識としての方言の捉え方

A「ご承知のとおり、裁判所法 74 条で、裁判所における公式用語は日本語で(とあり)、もちろん、このなかには方言も含まれると思います。地方の裁判で、庶民の人が証人として呼ばれて証言で『方言』を使う場合は、大目に見るといって、そのまま発言してもらって、速記官等が翻訳するという形をとると思います。そうでない場合、被告人なり弁護人が、標準語をしゃべれるのに、『わざわざ』方言を使う場合については、裁判所は狭量で、標準語でお願いしますと指導ないし、強制すると思います。『方言』使用を政治的示威行動、あるいは抗議運動とみるのです。多くの裁判官はおそらくそのようにすると思います」(2006/12/24 付メール)

B「被告人が、標準語を使えるのに、あえて方言で陳述したいと希望し、かつ、方言で陳述することに何らかの意味があると判断される場合には、方言で陳述させることを認められると思います」「法廷における言葉は日本語でなければなりません、方言も日本語の一つですから、方言が通じる場合は、方言を用いることに何ら支障はありません」(2007/2/27 付書簡)

C「私個人としては、裁判所では日本語を用いることになっています(裁判所法 74 条)が、ウチナーグチも日本語であり、ただ、裁判官を含む訴訟関係人がその意味をとらえることができないような場合には、通訳を付するなどその意味をとらえることができるような措置をとることが適切であると思います」(2007年3月2日付書簡)

D「ここ(裁判所法 74 条)にいう『日本語』は標準語を意味し、地方の方言は含まれない」(2007/2/7 付ファックス)

E「通訳をつけるかどうかという問題についていうと、外国語ではないからつけないですね。ウチナーグチは日本語の範疇に入らないが、通訳をつけるわけにもいかない立場にありますね」(2007/1/電話取材)

・裁判官の方言の捉え方は一様でない

⇒方言権自体が法律の実務的な世界において浸透しておらず、また未検討の分野。考えが固まっていないからこそ今後創り上げていくことできる権利の内容。

8. 方言を法廷で使う意義(意味)

- ・裁判官以外に自由に自分のことばで語れる人間はあり得ない。
- ・現実的には裁判での勝算と方言権の問題は切り離して考えざるを得ないことになる。

・法廷で(大阪ことばのような全国的に通用することばでなくとも)方言を使う意味

① 法廷の中で事実を明らかにするため。

「事実認定にはことばを含めたその地域の文化理解に基づくことが求められる。地方の文化や伝統を理解してこそ、事実をきちんと認識できるし、その地に合った判断ができる」

(山田延廣弁護士・広島 2010/3/11)

② 法廷における言語権、市民主体の新しい裁判の確立のため。

*言語権=「自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利」(鈴木 2000: 8)

*少数派の言語コードが法廷にいる多数派の言語コードに合わせることなく自身の言語コードで主張し、**方言権**が保障されるかたちの裁判(「法廷にいる者がすべてその方言に通じているわけではないので、やはり誰にでも理解できることばが使われるべき」という権力側の論理を打破する主張)⇒**人権としての方言権、自分を救うための方言権**~5.2 豊前環境権裁判の原告のことば

*「目人間」「耳人間」~平野龍一(刑事訴訟法)

③そのことばを使用する自身のアイデンティティのため。

⇒**権力に対する life(生命や暮らし、個人の生き方)を対置する意味**

9. 方言と裁判員制度(2つの意味と1つの問題点)

① 法廷における訴求力(→判断に関わる)

- ・権力の頂「1つ」(職業裁判官)から「2つ」(職業裁判官・市民の代表)へ

⇒専門用語の世界から日常用語の世界へ

(裁判員に方言で訴えるという考えは、戦略として)「非常に面白い、あり得る」

(後藤貞人弁護士・大阪 2010/3/30)

② 評議の場における促進力や活性化

- ・戦前の大阪での陪審員裁判より
- ・KBS 京都テレビでの視聴者の反応
- ・藤田(2009)・堀田(2009)の模擬裁判分析

③ 書記言語の問題

- ・「見て聞いてわかる裁判」「ペーパーレス裁判」「記録は作るな、渡すな」
- ・1998年の速記官の新規養成中止（1996年825人→2010年240人）
- ・音声認識装置→方言に対応できない

<最高裁の方言への認識と元速記官の批判>

「法廷というのは限られた空間であり、そこでの発言は全員が耳を傾け集中しなければいけない。そういう意味では普通の自由読者とは違い、日本IBM⁴によれば、はるかにいい環境にあると言われています。きついなまりや方言については、裁判官は全国異動で東京出身者が青森に行って津軽弁で話されて裁判官が分かるわけではありません。それを裁判官は標準語に直してもらって初めて心証を取るわけですから、そういう意味では方言がどういう意味だったかは、ほとんどの場合それほど重要なことではないわけでありませぬ。態度証拠というのは裁判官が意識的にその辺りを残すというのが大前提であります」（2004年 第159国会法務委員会）

「この発言は我々速記官からしたらとんでもない発言なんです。大事なのはその地方の現場で暮らしている人々が理解できることが一番大事なことです。たとえば恐喝事件なんかは脅し文句が方言であるのは当然ですよ。その方言（のニュアンス）は共通語には置き換え不能です。事件は現場で起きているんですから、その事件から離れた土地のことば（共通語）で記録するなんて由々しき事態です。ましてやその音声認識装置を制作する際のモデルが、東京地裁で行われる裁判をモデルにしているんですよ。（中略）全国の速記官はその地方の方言を大切に、文章化することを心がけています。でも音声認識装置はことばをすべて共通語化してしまうわけです。方言を大事にする動きとは逆行する動きです」（石渡照代元速記官 2005/7/23）

10. 現代社会における方言使用の意義およびこれからの方言研究

- ・公の場での人権としての方言使用という意義
- ・法の世界の現場で使われる方言を対象とする「法方言学」（札幌 2009b）研究
 - 地域方言
 - 社会方言
 - 裁判所のことばと市民のことばの乖離～「相当」「なるほど」「軽いわけではない」
 - 事件解明のための研究（「アベックとカップル」） *法と言語学会
 - 言語景観
- ・「臨床ことば学」（真田 2003）の視座～社会の其々の現場で使われていることばを通じてどんな社会が見えてくるかを分析し、その社会が抱える問題を明らかにしつつ解決を志向する学

(主な参考文献)

- 「朝日新聞(東京本社)夕刊」1985年12月20日「環境権」掲げた豊前火力訴訟 最高裁“門前払い”原告に利害関係認めず
知花昌一(1988)『焼きすてられた日の丸—基地の島・沖縄読谷から』社会批評社
- Norma .Field,1991,In the Realm of a Dying Emperor : Japan at Century's End. Pantheon Books. (=1994 大島かおり訳『天皇の逝く国で』みすず書房.)
- 札埜和男(2005)「高等学校国語科「模擬裁判」の実践報告」研究代表者江口勇治 平成 14~16 年度科学研究費補助金(基礎研究(C)(2))研究
成果報告書『中・高等学校における法および司法の教育に関する比較研究』pp.21-33.
- (2006)「法廷における方言のアイデンティティ機能」『地域言語』第19号 pp.57-75
- (2008)「法廷における方言—『臨床ことば学』の立場から—」大阪大学大学院文学研究科日本語学講座 2008年提出博士論文
- (2009a)「法廷における方言のことば」『社会言語学IX』「社会言語学刊行会」pp.213-231
- (2009b)「方言と裁判—法言語学<大阪(関西)での事例を中心として—」『法と言語学会第1回年次大会予稿集』
- (2010)「シンポジウム 21世紀の方言使用 提言2 法廷での方言」『日本方言研究会第90回研究発表会発表原稿集』pp.78-81
- (2011)「第3章 社会と方言—方言の臨床的課題」真田信治編『方言学』朝倉書店 pp.142-170
- 藤田政博(2009)「裁判員制度における評議とその特性」『法律時報』81巻1号 pp.13-19.
- 日高貢一郎(2007)「『方言』と『共通語』の比較対照法(試案)—大学における授業実践を踏まえての分析的考察」『大分大学教育福祉学部研究紀要』第29巻第1号 pp.29-43.
- 堀田秀吾(2009)『裁判とことばのチカラ ことばでめぐる裁判員裁判』ひつじ書房
- 伊高浩昭(1986)『沖縄アイデンティティ—』マルジュ社
- 石田省三郎(1997)「反対尋問・捜査官に対する尋問 微妙なニュアンスの積み重ねが重要」『季刊刑事弁護』10号 pp.59-62.
- 萱野茂・田中宏(1999)『アイヌ民族ト°ン叛乱 二風谷ダム裁判の記録』三省堂
- 「毎日新聞(東京本社)朝刊」1972年2月17日沖縄方言(ウチナーグチ)で押通す 国会爆竹事件初公判—三被告、拘束・退廷に
「毎日新聞(大阪本社)朝刊」2006年1月28日住所=公園 住民登録は可—大阪地裁が初判断「生活の実体ある」
- ましこ・ひでのり(1999)「戦前・戦後日本の言語事件史 戦後編」『ことばと社会』1号 三元社 pp.198-211.
- ましこ ひでのり(2003)『増補新版 イデオロギーとしての「日本」』三元社
- 松下竜一(1980)『豊前環境権裁判』日本評論社.
- 松下竜一、『松下竜一 その仕事』刊行委員会(1999)『松下竜一 その仕事 13 五分の虫、一寸の魂』河出書房新社.
- 大橋靖史・森直久・高木光太郎・松島恵介(2002)『心理学者、裁判と出会う〔供述心理学のフィールド〕』北大路書房.
- 大河原真美(2006)「司法言語のバリエーション—裁判員制度の実施に向けて」『月刊言語』7 pp.40-45.
- 大阪弁護士会刑事弁護委員会(2005)『刑弁情報 No.33』
- 真田信治(2003)「解説『臨床ことば学』への期待」道浦俊彦『ことばの雑学』放送局 PHP 研究所 pp.421-427
- (2004)「日本語の危機と『方言』」中央大蔵校日本研究所『日本研究』第19輯 pp.125-132.
- 関広延(1987)『南島叢書 35 現代の沖縄差別』海風社.
- 渋谷謙次郎・小島勇編(2007)『言語権の理論と実践』三元社
- 清水康行(1999)「法令文における『日本語』『国語』『公用語』」『ことばと社会』2号 三元社 pp.201-209.
- 鈴木敏和(2000)『言語権の構造』成文堂
- 田中克彦(2002)『法廷にたつ言語』岩波書店
- 田中宏(2005)「日本語とは、何だ」日本弁護士連合会編『自由と正義 7月号』日本弁護士連合会 pp.8-10
- 寺尾智史(2009)「『方言』は『言語』にならないのか?」沼野充義編『未来を拓く人文・社会科学シリーズ 15 芸術は何を超えていくのか?』東信堂 pp.152-161.
- 浦辺衛(1968)『司法研修所調査叢書第9号 わが国における陪審裁判の研究—経験談による実態調査を中心として—』司法研修所
- 山田富秋(1991)「司法場面における『権力作用—マクロとミクロを結ぶ論理』」『社会学研究』58号 pp.73-97.
- 山口進(2006)「記事制作の観点からわかりやすさ、読みやすさ、正確さの実践」『季刊刑事弁護』46号 pp.69-72.
- (参考資料)
- 環境権訴訟をすすめる会機関紙(1974年3月~5月、8月~9月、11月、1975年3月、8月~9月、11月~12月、1976年1月、3月、6月~1978年11月、1979年2月~4月、6月)「草の根通信15~17号、20~21号、23号、27号、32号~33号、35~36号、37号、39号、42号~72号、75号~77号、79号」環境権訴訟をすすめる会事務局